

令和7年度道内航空需要創出広域連携事業 二次募集のお知らせ

北海道では、道内の航空需要を創出させるため、空港利用促進協議会や市町村が航空会社の参画並びに利尻空港、礼文空港、奥尻空港、中標津空港、紋別空港及び丘珠空港（以下「民間委託外空港」という。）を含む道内空港と連携する要件を満たし、実施する利用促進や地域振興に係る取組を支援します。

対象となる事業

・利用促進事業（航空機利用の促進に向けた取組等）

例）就航地（首都圏等）・空港施設等でのPRイベント、住民利用の促進（PR、モニターツアー、懸賞等）、空港に接続する二次交通に係る実証運行など

・地域振興事業（就航都市等と連携した取組等）

例）就航地域との歴史・文化交流事業、観光振興に係る事業、地域の商業施設等を活用したPRイベントなど

※1 ただし、民間委託外空港については、単独の空港での事業実施が可能。

※2 国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業は、対象外とします。

補助対象者

- ・道内空港が所在する地域において当該空港の利用促進を行う市町村及び経済団体等で構成された協議会等
- ・市町村

補助対象経費

事業の実施に要する経費が対象となります。なお、以下の経費は対象外となりますので、詳細については、総合政策部航空課へご確認ください。

＜補助対象外経費＞

- ・職員費（事業実施に必要不可欠な人員等を雇用するために要する経費は対象とします。）
- ・食糧費
- ・用地取得費
- ・工事請負費
- ・その他知事が不適当と認める経費

補助金の額

交付率	補助対象経費の2分の1以内
上限額	・空港単独により実施：100万円 ・複数空港による事業実施 →2空港：150万円 →2空港以上 1空港につき、50万円を上記上限額に加算（最大400万円）
単位	10万円

補助金は、提出書類を審査の上、交付の可否を決定しますので、交付されない場合があります。

また、予算額に限りがありますので、**補助金額は要望金額を下回る場合があります。**

応募方法

所定の様式に必要事項を記入の上、総合政策部航空課へ提出してください。

申請様式・要綱については、総合政策部航空課のホームページからダウンロードしてください。

【募集期間】 令和7年11月28日（金）まで

補助までのスケジュール（予定）

11月28日まで

交付申請書の提出

総合政策部航空課に提出してください。
※提出期限：11月28日（金）必着

12月下旬以降

交付決定の通知

申請書を審査後、総合政策部航空港湾局航空課から交付決定の通知があります。

事業終了後

実績報告書の提出

事業終了後30日以内または総合政策部航空課から指示があった日までに実績報告書を提出してください。

補助金の交付

実績報告書を審査の上、補助金を交付します。

お問い合わせ先

北海道総合政策部航空課航空ネットワーク係 TEL（011）204-5957